共通事項　新旧対照表

| １０月 | １１月 |
| --- | --- |
| 3　入札参加資格審査申請に関する事項<br>入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。<br>（１）～（２）　（略）<br>（３）入札参加者は、次のアからエに掲げる書類等（以下「事前審査書類等」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイル（以下「ファイル」という。）で提出すること。なお、事前審査書類等について、本市が説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。<br>ア　一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（本市様式・堺市長あてのもの）<br>イ　組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、建設工事にあっては、本市は開札後に落札候補者に対し審査（以下「事後審査」という。）を行う際に、本書類を 18（１）キの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。）<br>ウ　共同企業体による申請を行う場合にあっては、建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書の写し（協定書は協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。）<br>エ　電子契約の利用を希望する場合にあっては、電子契約利用申請書（本市様式・堺市長あてのもの）<br>（４）～（８）　（略） | 3　入札参加資格審査申請に関する事項<br>入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。<br>（１）～（２）　（略）<br>（３）入札参加者は、次のアからウに掲げる書類等（以下「事前審査書類等」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイル（以下「ファイル」という。）で提出すること。なお、事前審査書類等について、本市が説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。<br>ア　一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（本市様式・堺市長あてのもの）<br>イ　組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、建設工事にあっては、本市は開札後に落札候補者に対し審査（以下「事後審査」という。）を行う際に、本書類を 18（１）キの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。）<br>ウ　共同企業体による申請を行う場合にあっては、建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書の写し（協定書は協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。）<br>（削る）<br>（４）～（８）　（略） |
| 16　開札等<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）落札候補者の決定方法<br>ア～ウ　（略）<br>エ　総合評価落札方式による業務<br>総合評価落札方式による業務にあっては、イ(ｱ)及び(ｲ)の規定中「最低の価格をもって入札を行った者」とあるのは「評価値（技術評価点と価格評価点を合計した数値）の最も高い者」と、「同価格」とあるのは「同評価値」と読み替えて適用する。 | 16　開札等<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）落札候補者の決定方法<br>ア～ウ　（略）<br>エ　総合評価落札方式による業務<br>総合評価落札方式による業務にあっては、イ(ｱ)及び(ｲ)の規定中「最低の価格をもって入札を行った者」とあるのは「評価値（技術評価点と価格評価点を合計した数値）の最も高い者」と、「同価格」とあるのは「同評価値」と読み替えて適用する。この場合において、価格評価点（特別簡易型における配点は 60 点、簡易型における配点は 30 点）は次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める数式により算出する。<br>(ｱ) 調査基準価格以上の価格をもって入札を行った者<br>価格評価点＝価格評価点の配点×（1－入札金額（消費税等相当額を含まない額）／予定価格）<br>(ｲ) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者<br>価格評価点＝価格評価点の配点×〔1－調査基準価格／｛予定価格－（調 |

| | |
|---|---|
| （４）～（６）　（略）<br><br>18　入札参加資格の事後審査<br>（１）～（９）　（略）<br>(10)　　（新設） | 査基準価格－入札金額（消費税等相当額を含まない額））｝〕<br>（４）～（６）　（略）<br><br>18　入札参加資格の事後審査<br>（１）～（９）　（略）<br>(10) 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、事後審査書類の提出締切日までに、事後審査書類と併せて当該ア又はイに定める書類を原則として電子調達システムにより提出すること。<br>ア　電子契約の利用を希望する場合<br>電子契約利用申請書（本市様式・堺市長あてのもの）<br>イ　建設局発注の余裕期間を設定する工事の落札候補者となった場合<br>工期通知書（本市様式・堺市長あてのもの） |